

## 南阿蘇村プレミアム付商品券事業特定事業者募集要項

南阿蘇村プレミアム付商品券事業実施要綱第2条第5項に定める特定事業者の募集及び登録について同第6条の規定により下記のとおり定める。

### 1 商品券の概要

名称	南阿蘇村プレミアム付商品券
商品券の構成	一冊6,500円（販売額は5,000円） 1枚当たり券面額500円の商品券13枚綴り
使用期間	令和6年4月10日から令和6年9月30日
商品券の販売場所	南阿蘇村役場内（商品券販売・換金所）
使用可能店舗	募集により決定した村内にある飲食・小売・サービス等を提供する事業者

### 2 応募資格

- ・村内に店舗がある飲食・小売・サービス事業者等
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行う者（同条第1項第1号から第3号に該当する営業を行う者を除く）でないこと。
- ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うものでないこと。
- ・暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 登録方法

- ・登録を希望する事業者は「南阿蘇村プレミアム付商品券特定事業者登録申請書」を村に提出する。
- ・複数の店舗を持つ事業者は店舗ごとに申請を行う。
- ・村は、申請に基づき内容を審査し適切と認められた事業者については、特定事業者登録台帳に登載し、「特定事業者登録証」を交付する。
- ・登録申請は令和6年1月15日から令和6年2月16日までに行う。

#### 4 換金方法

- ・受け取った商品券は役場庁舎内に設置する商品券販売・換金所へ「南阿蘇村プレミアム付商品券 換金申出書」に 使用済み 商品券を添付して提出する。
- ・原則、半月の取引分を取りまとめの上、第2及び第4月曜 に換金を申し出る。  
ただし、取引が小額の場合は複数月分をまとめて申し出ても差し支えない。
- ・換金は登録申請の際に記載した金融機関への送金にて行う。
- ・令和6年12月27日までにすべての商品券の換金手続きを行うこと。

#### 5 商品券の使用対象とならないもの

- ・土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や金融商品に関わる支払
- ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- ・価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・当該商品券の交換又は売買
- ・電子マネーへの交換またはチャージ
- ・保険診療の対象となる医療費、処方箋により処方された薬代および介護保険の対象となるサービス

#### 6 商品券の使用に当たっての 留意事項

- ・交付された 特定事業者登録証 は店舗内に明示すること。
- ・登録事業者（店舗）において、使用期間内に限り使用できる。
- ・現金との引換はしない。
- ・つり銭は支払わない。
- ・登録事業者（店舗）において、本商品券を使用対象としない商品を独自に定める場合は予め商品券の使用者が認識するよう明示する。
- ・商取引なく商品券を流通させない等、不正使用しないこと。